

令和8年度（令和7年度実績）

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

業 務 概 要

《令和7年度概要編》

《所在地》

〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号

電話(代表) 018-831-2940

FAX 018-827-5231

E-mail soudan-center@pref.akita.lg.jp

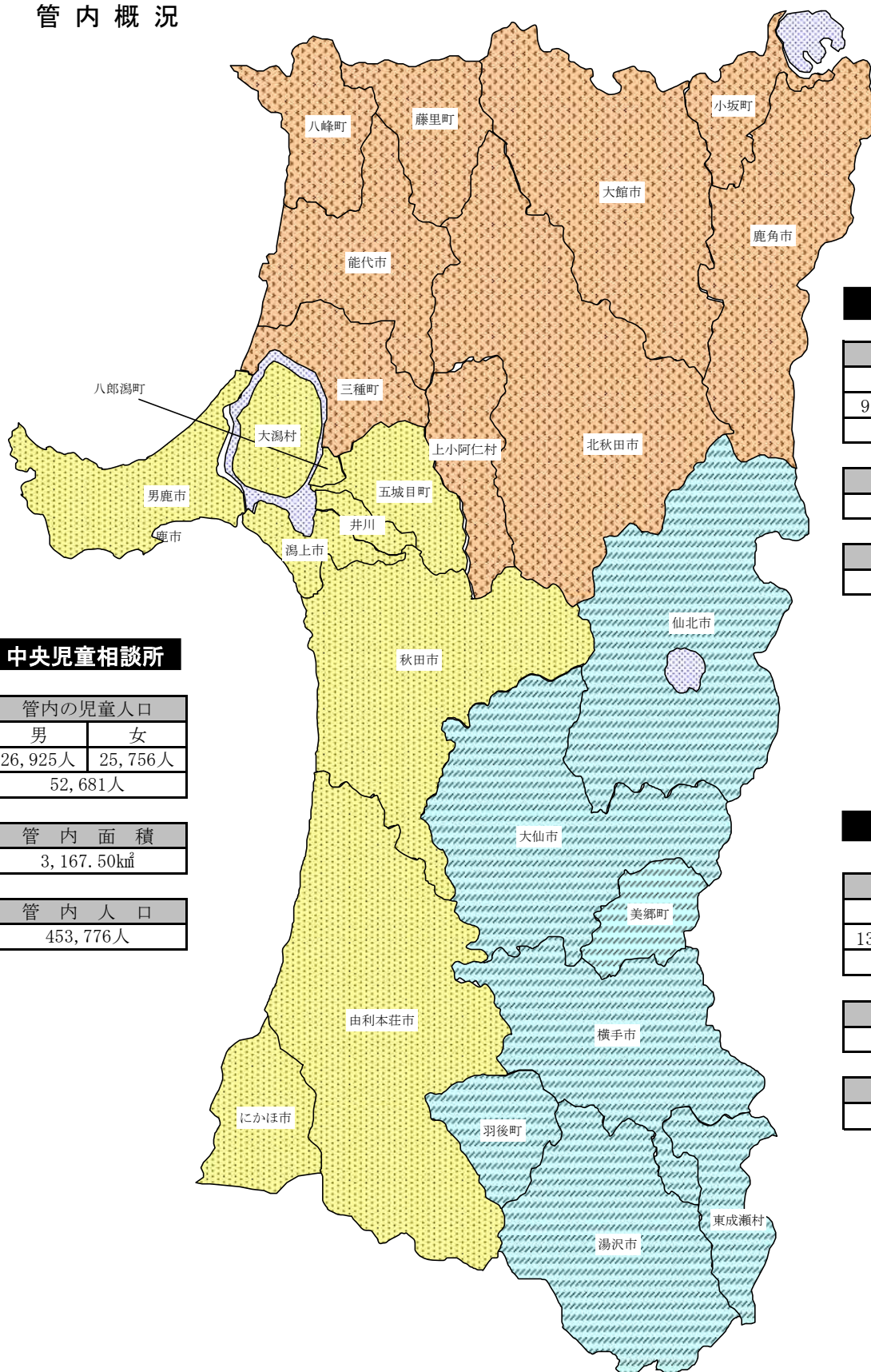


秋田県

目 次

管内概況	1
1 子ども・女性・障害者相談センターの概要	
（１） 子ども・女性・障害者相談センターの沿革	2
（２） 業務の内容	2
（３） 実習等の受入状況、講師の派遣	3
（４） 組織体制	4
（５） 職員配置状況	6
（６） 沿革年表	7
2 児童女性相談部	
（１） 業務内容	11
（２） 研修会・会議等	14
3 福祉相談・連携推進部	
（１） 業務内容	17
（２） 研修会・会議等	19
4 精神保健福祉部	
（１） 業務内容	20
（２） 研修会・会議等	22
※児童福祉施設、配偶者暴力相談支援センター一覧	26
※子ども・女性・障害者相談センター案内図	28

管内概況



北児童相談所

管内の児童人口

男	女
9,329人	8,970人
18,299人	

管内面積

4,423.36km²

管内人口

187,141人

中央児童相談所

管内の児童人口

男	女
26,925人	25,756人
52,681人	

管内面積

3,167.50km²

管内人口

453,776人

南児童相談所

管内の児童人口

男	女
13,098人	12,481人
25,579人	

管内面積

4,046.84km²

管内人口

238,092人

<秋田県人口>

区分	男	女	計	総面積
総人口	415,821人	462,977人	878,798人	11,637.69km ²
児童人口(0~17才まで)	49,352人	47,207人	96,559人	

〔R7.10.1時点秋田県年齢別人口流動調査(県・25市町村の年齢各歳、男女別人口及び人口動態)〕
〔令和8年全国都道府県市区町村別面積調(4月1日時点) 国土地理院〕

※総人口の計は、県内市町村間の移動を除いた数字なので、管内人口の合計と総人口合計は一致しない。
※面積は公表する単位ごとに小数点第三位で四捨五入しているため、各市区町村の面積の合計が各都道府県及び全国などの面積と一致しないは一致しない。

1 子ども・女性・障害者相談センターの概要

(1) 子ども・女性・障害者相談センターの沿革

中央児童相談所(昭和48年建築)、女性相談所(昭和52年建築)、福祉相談センター及び精神保健福祉センターの4機関を統合し、令和5年4月に「子ども・女性・障害者相談センター」を設置しました。

老朽化した施設の更新による一時保護児童等の生活環境向上といったハード面での課題解決に加え、子ども、女性、障害児者への相談援助やこころの健康に関する相談を一体化した相談機関として、高い専門性と複雑化・多様化する問題にも柔軟に対応します。

(2) 業務の内容

① 子どもに関する相談

18歳未満の子どもの福祉や健全育成に関する相談、子どもが明るく健やかに成長していくための援助を行っています。

② 女性に関する相談

女性の悩みや困りごと、心配事に関する相談に応じます。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談に応じます。

③ 身体障害に関する相談

身体に障害のある方の専門的な相談に応じます。また、身体障害者手帳の交付の審査や、補装具、自立支援医療(更生医療)の医学的判定を行います。

④ 知的障害に関する相談

18歳以上の方について、療育手帳の対象に該当するかどうかの判定を行うとともに、その家族に対する助言等を行います。

⑤ こころの健康に関する相談

こころの問題や病気で困っているご本人やご家族からの相談に応じるとともに、精神保健福祉の関係機関に専門的立場から助言します。

(3) 実習等の受入状況、講師の派遣

① 実習、研修等の受入

月日	内容	対象人数
令和7年8月18日	聖霊学園高等学校 探求活動（女性相談支援センターへのインタビュー）	2
8月25日	聖園学園短期大学児童福祉施設実習	2
9月4日	新規採用少年育成支援官の施設研修と見学	3
11月28日	秋田大学教育文化学部公認心理師養成実習	23

② 講師の派遣

月日	講義内容(派遣先)
令和7年8月5日	幼・保・認定こども園中堅教諭研修での講義（教育庁幼保推進課 指導チーム）
8月22日	ストーカー・DV・女性被害事件の現状等について（秋田被害者支援センター）
8月28日	専科での講義（県警察学校）
10月15日	児童相談所の役割と活動について（秋田被害者支援センター）
11月26日	女性相談支援センターの活動について（秋田市被害者支援機関等連絡協議会）

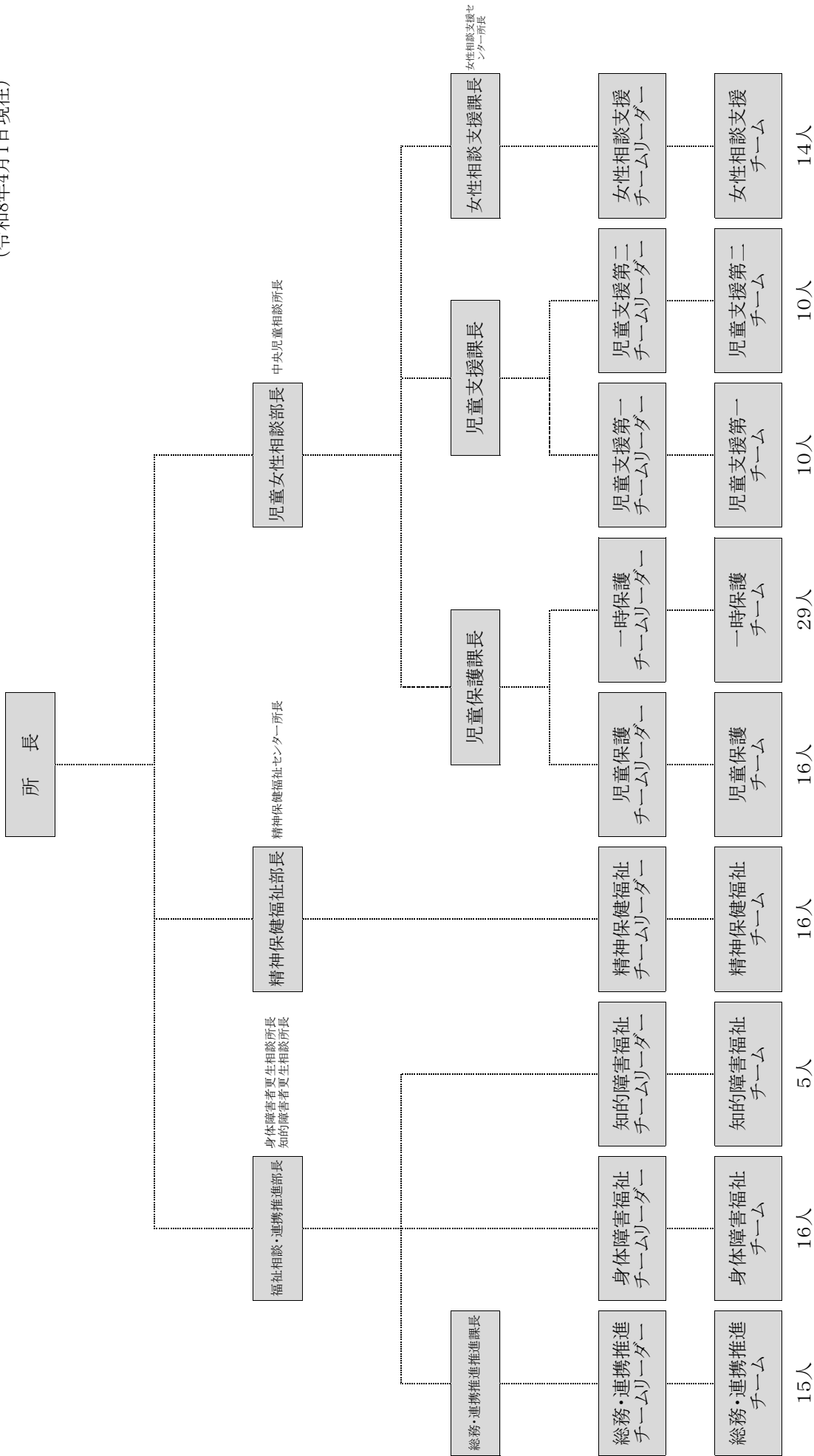
③ 見学の受入

月日	申込者	対象人数
令和7年7月2日	にかほ市民生児童委員協議会	23
8月20日	地域・家庭福祉課インターンシップ	6
8月21日	障害福祉課インターンシップ	3
8月27日	聖霊学園高等学校 探求活動	2
9月3日	森吉地区少年保護育成委員会	4
9月9日	横手市増田民生児童委員協議会	15
9月26日	本荘由利地区老人福祉施設協議会	7
10月14日	警察安全相談実務専科 県警察本部広報広聴課	17
10月15日	秋田被害者支援センター	7
10月30日	秋田大学教育文化学部学校教育課程こども発達コース	21
11月18日	県警察本部生活安全部生活安全企画課	10
12月17日	秋田家庭裁判所	7

(4) 組織体制

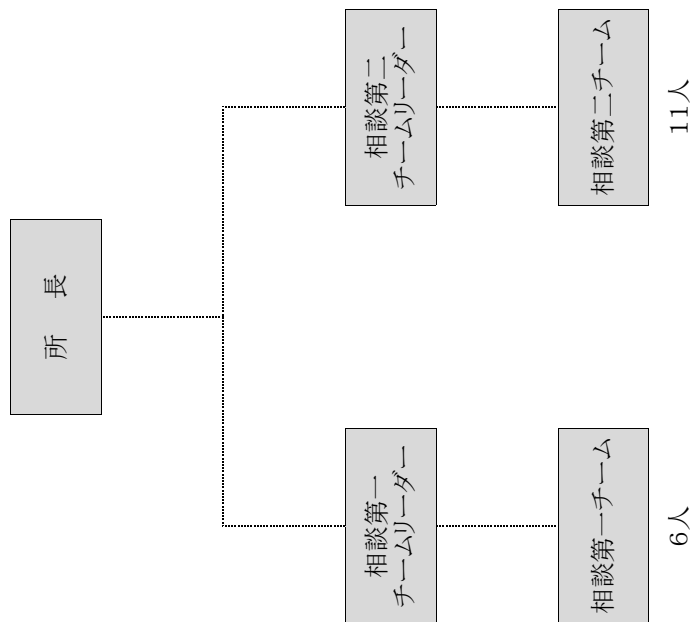
＜子ども・女性・障害者相談センター＞

(令和8年4月1日現在)



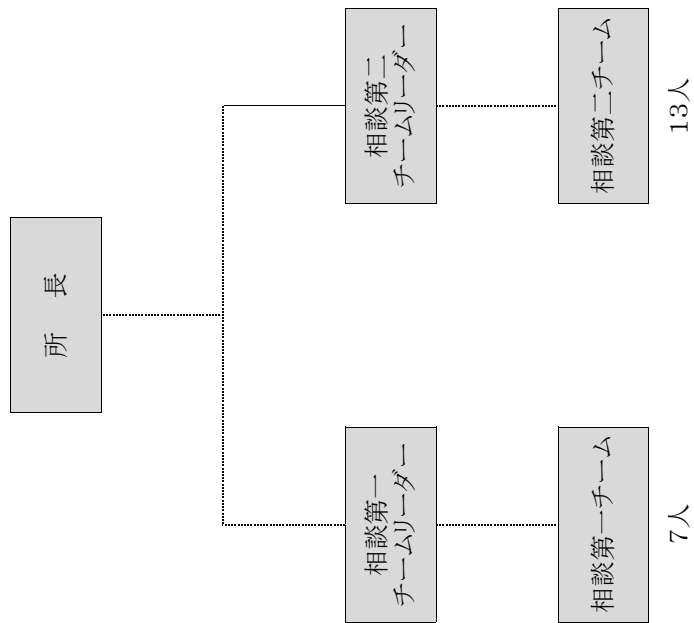
(1) 人 ※千秋学園からの兼務職員で外数

<北児童相談所>



(1)人 ※北秋田地域振興局大館福祉環境部からの兼務職員で外数

<南児童相談所>



(1)人 ※平鹿地域振興局福祉環境部からの兼務職員で外数

(5) 職員配置状況

区分	子ども・女性・障害者相談センター				北児童相談所	南児童相談所	合計
	計	内訳		児童女性相談部			
		福祉相談・ 連携推進部	精神保健福祉部				
所長	1				1	1	3
部長	3	1	1	1			3
課長	4	1		3			4
チームリーダー	9	3	1	5	2	2	13
主幹	4		1	3			4
シニアエキスパート	1			1		1	2
副主幹	9	3	2	4	2	6	17
専門員	6	3	2	1	1	2	9
主査	14	3	1	10	4	1	19
主任	7	1		6	1	2	10
主事	15	4	1	10	3	3	21
技師	12	2	1	9	4	3	19
技能主任	1	1					1
技能員	1	1					1
非常勤職員（嘱託医）	11	8		3	1	1	13
非常勤職員	50	10	8	32	1	1	52
計	148	41	18	88	20	23	191

兼務職員	1				1	1	3
------	---	--	--	--	---	---	---

(6) 沿革年表

中央児童相談所 北児童相談所・南児童相談所		女性相談支援センター 女性自立支援施設		身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
S22. 11	児童福祉法制定（昭和23年1月1日施行）			S24. 10	身体障害者福祉法制定（昭和25年4月1日施行）			S25. 4	精神衛生法制定（昭和25年5月1日施行）
S23. 6	秋田市中亀ノ丁上丁22にある感恩講児童保育園の一部を借用して中央児童相談所を設置			S27. 1	身体障害者福祉法に基づき、県立第一病院（秋田市櫛山堀反虎の口）内に「身体障害者更生相談所」を設置				
S26. 10	秋田県行政組織規程の一部を改正し、地方事務所に民生課を設け福祉事務所の業務を行う			S29. 1	県立中央病院堀反病棟内に移転				
S30. 9	秋田県条例第26号により福祉事務所を設置	S31. 5	売春防止法制定（昭和32年4月1日施行）						
S32. 6	秋田市手形住吉町に移転新築	S32. 4	売春防止法に基づき、秋田県婦人相談所を秋田県社会福祉会館内（秋田市西根小屋町上丁11番地）に設置	S32. 4	秋田県社会福祉協議会内に移転				
		S33. 6	婦人相談所を旧県立中央病院櫛山病棟（秋田市櫛山虎の口新町4番地）に移転 婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設	S35. 4	県婦人相談所内に移転	S35. 3	精神薄弱者福祉法制定（昭和35年4月1日施行）		
				S36. 10	県立中央病院堀反病棟内に移転	S35. 7	精神薄弱者福祉法に基づき、県立中央病院内に「精神薄弱者更生相談所」を開設	S35. 8	秋田県精神衛生相談所設置条例公布
S39. 4	家庭相談室を各県福祉事務所に設置し、地方における児童相談業務を強化	S37. 10	婦人相談所を秋田市櫛山虎の口新町4番地に新築・移転	S37. 11	県立中央病院内に移転			S39. 4	県公衆衛生課に県精神衛生相談所を設置 県立中央病院内で相談業務実施
S48. 6	秋田市新屋町字下川原（福祉団地）に移転	S48. 4	婦人保護施設「秋田県陽光園」の運営を秋田県母子寡婦福祉連合会に委託	S46. 4	秋田大学医学部附属病院内に移転	S41	中央児童相談所内に移転	S46. 4	県秋田保健所内で相談業務実施
		S50. 11	婦人電話相談室を開設			S51. 7	秋田市新屋町字下川原（福祉団地）身体障害者更生指導所と併設移転		
		S52. 6	秋田市手形住吉町4番26号に秋田県母子福祉総合センターを新築。秋田県婦人相談所（一時保護所、婦人電話相談室を含む）及び婦人保護施設「秋田県陽光園」が移転、入居	S51. 7	秋田市新屋町字下川原（福祉団地）身体障害者更生指導所と併設移転				

中央児童相談所 北児童相談所・南児童相談所	女性相談支援センター 女性自立支援施設	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所	精神保健福祉センター
H2. 10 家庭支援相談等事業（子ども・家庭 110番事業）実施				S54. 7 県精神衛生センターを設置 S55. 6 デイケア事業開始 S56. 6 酒害相談事業開始 S60. 6 心の健康づくり推進事業開始 S63. 7 精神衛生法等の一部を改正する法律 の施行により精神保健法に名称変更
H10. 4 改正児童福祉法施行				S64. 1 特定相談指導事業開始（アルコール 依存関連、思春期精神保健に関する 相談指導） H2. 5 「こころの電話」相談業務開始 H7. 7 精神保健法の一部を改正する法律の 施行により精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律に名称変更 H9. 4 法改正により「秋田県精神保健福祉 センター」に改称 H11. 4 仙北郡協和町に移転、デイケア事業 廃止 H11. 4 薬物相談事業開始
H12. 11 児童虐待の防止等に関する法律施行 H13. 4 中央児童相談所北支所（大館市）、南 支所（横手市）を健康福祉センター内 に設置	H12. 4 秋田県婦人相談所を「秋田県女性相 談所」に改称。秋田県女性緊急一時 保護事業を開始 H13. 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）制定 H14. 4 「DV防止法」のうち「配偶者暴力 相談支援センター」（以下「DV相 談支援センター」という。）に係る 事項が施行 D V相談支援センターを県内10か所 に設置 夜間、休日の相談電話を開始	H12. 4 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所内に「障害者相談センター」として開設 身体障害者更生訓練センター内に「障害者相談センター」として開設 H14. 5 身体障害者補助犬法制定（平成14年 10月1日施行）	H11. 4 精神薄弱の用語の整理のための関係 法律の一部を改正する法律の施行に より知的障害者福祉法に名称変更 法改正により「知的障害者更生相談 所」に改称 身体障害者更生相談所を統合し、 身体障害者相談センター」として開設	
H16. 10 児童虐待の防止等に関する法律の 一部改正施行				

中央児童相談所 北児童相談所・南児童相談所	女性相談支援センター 女性自立支援施設	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所	精神保健福祉センター
H16.12 改正児童福祉法公布、同日から順次施行	H14.9 「DV防止法」第3条第3項に基づく一時保護委託事業を開始（秋田県女性緊急一時保護事業を移行）			
	H15.4 相談電話にDVホットライン（フリーダイヤル）を設置			
	H16.8 「婦人相談所における人身取引被害者への対応について」（厚生労働省雇用均等、児童家庭局家庭福祉課長通知）			
H17.4 行政組織規則の一部改正により北支所及び南支所を北児童相談所及び南児童相談所として機能強化 中央児童相談所に児童相談員を配置し24時間365日相談体制を構築	H17.4 DV相談支援センターを県内8か所に変更 「人身取引被害者の一時保護の委託について」（厚生労働省雇用均等、児童家庭局家庭福祉課長通知）により運用開始	H17.1 障害者自立支援法制定（平成18年4月1日一部施行、平成18年10月1日完全施行）		
	H17 Eメール相談開始	H17.4 福祉総合相談業務等を加えて、秋田市中通（明徳館ビル内）に「福祉相談センター」として開設		
	H18.3 「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定			
	H18.4 秋田県母子寡婦福祉連合会を婦人保護施設「秋田県陽光園」の指定管理者に指定			
	H19.4 DV相談支援センターを県内6か所に変更			H19.8 あきたいのちのケアセンター業務開始
H20.4 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行	H20.4 「精神保健福祉センター」が秋田市中通（明徳館ビル内）へ移転、併置となる			
H22.4 改正児童福祉法施行 H24.4 民法等の一部を改正する法律施行（親権停止の創設等）	H21.3 「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」策定			
H25.1 家事事件手続法制定施行	H24.3 「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画」策定	H24.4 障害者自立支援法等の一部を改正する法律施行 H24.6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律制定（平成25年4月1日施行）		
	H25.10 「ストーリーカー行為等の規制等に関する法律」の一部を改正する法律の施行			H25.10 ひきこもり相談支援センター業務開始

中央児童相談所 北児童相談所・南児童相談所		女性相談支援センター 女性自立支援施設		身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
H29.4	児童福祉法等の一部を改正する法律施行	H27.3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画」策定	H27.6	「補聴器相談事業」開始			H29.4	あきたいのちのケアセンター業務を秋田県地域自殺対策推進センターへ一部移管
H30.4	児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律施行			H30.4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律施行				
R2.4	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律施行	R2.3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第5期基本計画」策定						
		R4.5	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定（令和6年4月1日施行）						
		R5.3	秋田県母子寡婦福祉連合会による婦人保護施設「秋田県陽光園」の指定管理業務終了						
		R5.4 4つの機関を統合し「子ども・女性・障害者相談センター」を秋田市手形地区に設置							
		R6.4	法施行により「秋田県女性相談所」を「秋田県女性相談支援センター」へ改称	R5.9	「補聴器相談事業」終了				

2 児童女性相談部

(1) 業務内容

《児童保護課・児童支援課》

① 相談・援助対策

(ア) 電話相談

- ・秋田県子ども・家庭相談電話（でんわ相談よい子に）
- ・24時間365日相談体制

(イ) メール相談

(ウ) 巡回児童相談

② 児童虐待防止対策

(ア) 子どもの安全確認の徹底

(イ) 市町村、警察、学校等関係機関との情報共有の徹底

(ウ) 児童虐待再発防止事業の活用

(エ) 家族関係の再構築に向けた支援（家族関係再構築支援チーム）の実施 （中央児童相談所）

目的

児童虐待を受けた子どもが安全で安心な生活を送り、健やかに成長するためには、親子関係の調整のみならず、家族機能の再生・修復を視野に入れた家族全体への支援が必要である。そのため、子どもが施設入所し親子分離した場合には、将来の家庭復帰だけでなく、家族関係を再構築する総合的な支援が必要である。よって、「家族関係再構築支援チーム」を設置し、親と子のアセスメントを行い、その家族にあった個別の家族関係のあり方を検討し、虐待の再発防止を図る。

(オ) 啓発活動の実施

③ 心身障害児対策

(ア) 市町村及び障害児入所施設との協力・連絡調整

(イ) 特別支援教育への援助協力

④ 関係機関への支援

(ア) 市町村等関係機関に対する援助

(イ) 要保護児童対策地域協議会の運営等への支援

	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議	進行管理部門
中央児童相談所 （5市2町）	5か所で 5回開催	6か所で 16回開催	6か所で 11回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				490ケース
北児童相談所 （4市4町1村）	9か所で 9回開催	9か所で 25回開催	8か所で 49回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				193ケース
南児童相談所 （4市2町1村）	6か所で 7回開催	7か所で 12回開催	6か所で 38回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				382ケース

⑤ 関係機関との連携強化

- (ア) 市町村、福祉事務所等との連携
- (イ) 電話相談担当機関との連携
- (ウ) 弁護士との連携
- (エ) 児童福祉施設との連携

⑥ 広報・啓発活動

- (ア) 児童虐待防止・児童福祉の啓発
- (イ) 市町村・関係団体への講師派遣
- (ウ) 実習生、施設見学者等の受け入れ

⑦ 専門性の確保・向上

- (ア) 職員研修の充実
- (イ) 新任児童相談所職員研修会
- (ウ) 児童心理司会議
- (エ) 心理判定職員新任研修
- (オ) 電話相談員ケース検討会

⑧ 家庭・地域への援助

巡回児童相談

児童福祉の向上を図ることを目的に、遠隔地や必要な地域に児童相談所の機能を移動して相談活動を行う「巡回児童相談」を実施している。

年間計画に基づいて実施しているが、地域から要請があった場合は追加で相談日を設けて対応している。表は、年間計画に基づいて実施したものに、追加実施分を加えた延べ数である。

令和7年度は、県内7地区において延べ70回実施した。

スタッフは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、家庭相談員等で構成されている。

実施状況

地 域	回 数	相談者数
大 館 鹿 角 地 区	22	82
鷹 巣 阿 仁 地 区	7	24
山 本 地 区	3	4
秋 田 地 区	1	1
仙 北 地 区	19	42
平 鹿 地 区	5	8
雄 勝 地 区	13	20
合 計	70	181

《女性相談支援課》

① 概要

配偶者やパートナーからの暴力、家庭内のもめ事やストーカー被害など、女性の様々な悩みに応じて、緊急の保護を含め問題の解決に向けた支援を行う。

相談や支援にあたる職員は、本人の立場に寄り添いながら、課題やその背景等の内容を本人と一緒に整理し、丁寧にアセスメントした上で関係機関の調整を進め、本人の意思を最優先に尊重しながら支援方法を検討する。

② 相談支援

- 来所相談 8:30～17:15（土日祝日及び年末年始を除く）
- 電話相談 8:30～21:00（月～金）、9:00～18:00（土日祝日）

※年末年始を除く

女性ダイヤル相談 TEL 018-835-9052

DVホットライン TEL 0120-783-251

- メール相談 jyosou@mail2.pref.akita.lg.jp

③ 支援内容の検討と実施

支援対象者は妊産婦から高齢者や障害者、18歳未満や外国人など多岐にわたり、本人の了解を得ながら関係機関と連携し、対象者にとって最善の支援を検討する。

④ 一時保護

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の入所要件に照らし合わせながら、対象者の安全確保を最優先に考慮する。

保護期間はおおむね14日間。（収容定員 15名）

⑤ 自立に向けた支援

一時保護対象者及びその同伴児・者が、退所後の生活再建につなげられるよう、具体的には生活保護や求職活動、居住場所の確保等の支援を行う。さらに安全安心の確保のため保護命令の申立支援や支援措置の申請支援を実施する。

⑥ 広報啓発

子ども・女性・障害者相談センターにおける講義や出前講座、イベントや県のホームページにおける周知活動を行い、女性支援事業への理解の促進に努める。

⑦ 配偶者暴力相談支援センター機能

配偶者等から暴力を受けた被害者からの相談に応じるとともに、保護命令の制度や自立支援のための情報を提供し、被害女性の保護と心身の健康を回復するための援助などを行う。

また、県内の各福祉事務所等に設置された配偶者暴力相談支援センターと連携し、業務の調整を行う。

(2) 研修会・会議等(児童)

① 主催研修会・会議

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容	参加人数
こどもの権利擁護県北セミナー(鹿角地域)	令和7年8月4日 鹿角市福祉保健センター	市町村の福祉関係者及び子育て支援に関心のある一般住民を対象とした講座「児童虐待防止の概況」「こどもの権利擁護」「非暴力コミュニケーション 機中八策」	32人
こどもの権利擁護県北セミナー(北秋田地域)	令和7年9月4日 北秋田市交流センター	市町村の福祉関係者及び子育て支援に関心のある一般住民を対象とした講座「児童虐待防止の概況」「こどもの権利擁護」「非暴力コミュニケーション 機中八策」	22人
こどもの権利擁護県北セミナー(大館地域)	令和7年9月24日 大館市役所	市町村の福祉関係者及び子育て支援に関心のある一般住民を対象とした講座「児童虐待防止の概況」「こどもの権利擁護」「非暴力コミュニケーション 機中八策」	21人
こどもの権利擁護県北セミナー(能代地域)	令和7年9月29日 能代市役所	市町村の福祉関係者及び子育て支援に関心のある一般住民を対象とした講座「児童虐待防止の概況」「こどもの権利擁護」「非暴力コミュニケーション 機中八策」	14人

② 職員派遣

研修会・会議名 (主催者)	開催年月日 (会場)	講義等内容	派遣職員数
あきた県庁出前講座：こどもにしてみませんか「ほ・ま・れ・か・が・や・き・を」で伝わりやすいコミュニケーション 能代山本地区保育協議会	令和7年4月17日 能代山本広域交流センター	非暴力コミュニケーション「機中八策」について	4人
令和7年度秋田県生徒指導推進会議 パネルディスカッション 秋田県教育庁北教育事務所	令和7年5月21日 北秋田市交流センター	課題予防的生徒指導の視点から考える関係機関等と連携した児童生徒への対応について	1人
令和7年度子育てサポーター新規養成講座 秋田県北NPO支援センター	令和7年6月9日 大館市保健センター	児童虐待と社会的養護	1人
令和7年度秋田県児童養護施設協議会基礎研修会 秋田県児童養護施設協議会	令和7年6月27日 聖園天使園	こどもの権利について考えてみよう	2人
あきた県庁出前講座：北秋田地区更生保護女性会会員研修会 北秋田地区更生保護女性会	令和7年8月1日 北秋田市民ふれあいプラザ「コムコム」	児童虐待の概況について	2人
北秋田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会 北秋田市要保護児童対策地域協議会	令和7年9月26日 北秋田市民ふれあいプラザコムコム	児童虐待の概況について	1人
第38回県北地区集団療育訓練交流会 保護者研修会・スタッフ研修会 大館市児童発達支援センターひまわり	令和7年10月3日 大館市上川沿公民館	・機中八策～やる気をアップさせる八つの秘策～ ・応用行動分析～支援者がひとりで抱え込まないために～	2人
秋田県放課後児童支援員認定資格研修 児童養護施設陽清学園	令和7年10月20日 北秋田市交流センター	特に配慮を必要とする子どもの理解	1人
三種町PTA連合会研修会 三種町PTA連合会	令和7年11月13日 浜口小学校	非暴力コミュニケーション「機中八策」について	1人
あきた県庁出前講座：こどもにしてみませんか「ほ・ま・れ・か・が・や・き・を」で伝わりやすいコミュニケーション 大館市立長木小学校	令和7年12月5日 大館市立長木小学校	非暴力コミュニケーション「機中八策」について	1人

研修会・会議名 (主 催 者)	開 催 年 月 日 (会 場)	講 義 等 内 容	派 遣 職員数
鹿角市要保護児童対策協議会代表者会議・研修会 鹿角市要保護児童対策協議会	令和7年12月23日 鹿角市福祉保健センター	児童虐待について～関連法の規定を中心として～	1人
大館市要保護児童対策地域協議会実務者研修会 大館市要保護児童対策地域協議会	令和8年1月22日 大館市立中央公民館	児童虐待の概況と対応	1人
あきた県庁出前講座：こどもにしてみませんか 「ほ・ま・れ・か・が・や・き・を」で伝わりやすいコミュニケーション 鷹巣地区少年保護育成委員会	令和8年1月23日 北秋田市ふれあいプラザコムコム	非暴力コミュニケーション「機中八策」について	2人
出前講座 51機中八策～伝わりやすいコミュニケーション 社会福祉法人 子吉保育園	令和7年4月25日 子吉保育園	保護者を対象に「機中八策」について講義	2人
出前講座 50児童相談について 湯沢市役所	令和7年6月19日 湯沢市役所	放課後児童クラブ職員及び放課後等デイサービス事業所職員を対象とした児童虐待防止研修会にて、「児童虐待の現状と対応」について講義	1人
出前講座 51機中八策～伝わりやすいコミュニケーション 湯沢市養護教諭部会・栄養教諭部会	令和7年10月31日 湯沢市立皆瀬小学校	養護教諭・栄養教諭を対象に「機中八策」について講義	2人
出前講座 51機中八策～伝わりやすいコミュニケーション NPO法人まることびおら	令和7年12月3日 まるこのひろば	法人職員を対象に「機中八策」について講義	2人
出前講座 51機中八策～伝わりやすいコミュニケーション 本荘地区保育園連絡協議会	令和7年12月17日 由利本荘市文化交流館カダーレ	保育士を対象に「機中八策」について講義	2人
衛生看護学院講義 衛生看護学院	令和7年6月26日 衛生看護学院	児童虐待の状況と対応について	1人
放課後児童支援員認定資格研修 秋田県次世代・女性活躍支援課	令和7年10月17日 大仙市広域交流センター	特に配慮を必要とする子どもの理解～児童虐待について～	1人

③ 所長協議会

研修会・会議名	開 催 年 月 日 (会 場)	研修会・会議内容
東北・北海道児童相談所長会議	令和7年11月21日 ウェディングプラザ アラスカ (青森市)	・行政説明 ・全国児童相談所長会ブロック代表幹事協議会の報告等 ・協議事項、情報交換事項等
東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	令和7年11月13日、14日 いわて県民情報交流センター「アイーナ」	・基調講演「子どもの思い実現と子どもアドボカシー」
東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会	令和7年12月22日、23日 みやぎハートフルセンター	・基調講演「子どもの思い実現と児童相談所の役割」 ・分科会
東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	令和7年10月29日、30日 みやぎハートフルセンター	・講演「子どものトラウマケアとABCの枠組み」 ・事例検討

研修会・会議等(女性相談)

① 主催研修会・会議

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容	参加人数
女性支援事業担当新任職員研修	令和7年4月24日 (センター会議室)	女性支援事業を担当する県職員及び女性相談員のうち、新任職員を対象に実施。(参加人数には説明者を含む。)	11人
第1回女性相談員・女性支援事業担当者会議	令和7年5月23日 (センター会議室)	女性相談員及び女性支援事業担当職員の相互の連携強化と資質向上を図る。	20人
第2回女性相談員・女性支援事業担当者会議	令和8年1月23日 (センター会議室)	女性相談員及び女性支援事業担当職員の相互の連携強化と資質向上を図る。	17人
配偶者暴力相談支援ネットワーク会議	年5回 (県内5地域)	DV被害者の保護・支援に関する関係機関を対象にその連携体制を整備し、DV被害者とその同伴家族等の保護及び自立に向けた支援の取組について強化を図る。	143人

② 外部主催研修会・会議

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容
女性支援関係機関等管理職研修	令和7年9月11日～12日 (ビジョンセンターグランデ東京浜松町) オンライン参加	(9月11日) 基調講演、講義、演習(11日のみオンライン参加) (9月12日) 講義、演習(12日は別会議出席のため不参加)
北海道・東北六県女性支援研究協議会	令和7年11月14日 (盛岡地域交流センターマリオス 小ホール)	(11月14日) テーマ別講演1、基調講演、テーマ別講演2
全国女性自立支援施設等支援員研究協議会	令和7年11月13日～14日 (静岡県男女共同参画センター「あざれあ」)	(11月13日) 行政説明、基調講演、グループ討議 (11月14日) グループ討議
女性相談支援従事者研修(管理職)	令和7年11月25日～27日 (国立保健医療科学院)	(11月25日～27日) 講義、グループワーク
女性相談支援従事者研修(心理職)	令和7年11月25日、28日 (国立保健医療科学院)	(11月25日) オンライン研修 講義、グループワーク (11月28日) 集合研修 講義、事例検討

③ 所長協議会

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容
全国女性自立支援施設長等研究協議会・総会	令和7年7月3日～4日 エソール広島(おりづるタワー10階) オンライン参加	(7月3日) 行政説明、講演①② (7月4日) 講演①②を受けてのグループディスカッション、総会
北海道・東北地区女性相談支援センター所長会議	令和7年10月6日 (北海道庁 本庁舎塔屋共用1号会議室)	議題協議、意見・情報交換会
全国女性自立支援施設等連絡協議会北海道・東北ブロック会議	令和7年10月7日 (北海道庁 本庁舎塔屋共用1号会議室)	意見・情報交換会

3 福祉相談・連携推進部

(1) 業務内容

《身体障害福祉チーム》

① 身体障害者更生相談所業務

(ア) 相談業務

身体障害者の更生援護に関して、専門的な知識を必要とし市町村等で対応することが困難な相談に応じ、助言・指導を行う。

(イ) 判定業務

*補装具要否判定、適合判定

身体障害者の身体機能の低下を補い、日常・職業生活を容易にするための補聴器、義肢・装具、車椅子等の補装具の交付・修理の要否及び適合に関する判定を行う。

*自立支援医療（更生医療）の要否判定

身体障害者の障害を軽減し機能を回復することを目的とした人工腎臓（血液透析、腹膜透析）、生体腎移植術、人工ペースメーカー移植術、弁置換術、人工関節置換術等の要否について、専門的・医学的判定を行う。

(ウ) 巡回相談

障害の状態や地理的理由等により来所が困難な方を対象として、医師、看護師、身体障害者福祉司等によるチームが、必要な地域を巡回して、医学的、職能的判定を行うとともに、身体障害者の専門的な相談に応じる。

(エ) 技術的支援

市町村、施設等からの要請に応じ、身体障害者の更生援護に関する専門的・技術的支援を行う。

② 身体障害者手帳の交付（秋田市を除く）

障害程度、等級の審査を行い、手帳を交付する。

③ 地域生活支援のための各種事業

(ア) ろうあ者相談

ろうあ者の地域生活支援として、日常生活及び職業生活上の問題等に関する相談に応じ、助言・指導を行う。

(イ) 身体障害者補助犬給付

重度の身体障害者に対して、身体障害者補助犬を給付することにより、社会活動参加と自立更生を促進し、もって身体障害者の福祉増進を図る。

※R7年度補助犬給付実績：なし

《知的障害福祉チーム》

① 知的障害者更生相談所業務

(ア) 相談業務

知的障害者の更生援護に関して、専門的な知識を必要とし市町村等に対応することが困難な相談に応じ、助言・指導を行う。

(イ) 判定業務

主に療育手帳交付のための医学的、心理学的及び社会生活能力について判定を行う。

(ウ) 巡回相談

障害の状態や地理的理由等により来所が困難な方を対象として、必要な地域を巡回して判定を行うとともに、知的障害者の専門的な相談に応じる。

(エ) 技術的支援

市町村、施設等からの要請に応じ、知的障害者の更生援護に関する専門的・技術的支援を行う。

② 療育手帳の交付

障害程度の判定を行い、手帳を交付する。

《総務・連携推進チーム》

① センター各部門間の連携の仕組みづくり

② 職員の服務及び予算の執行に関すること

③ 学生実習、インターンシップの受入

④ 各種研修の実施

(ア) 児童相談所等の体制強化研修

(イ) 市町村こども家庭センター統括支援員研修

(2) 研修会・会議等

① 主催研修会・会議

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容	参加人数
市町村等身体・知的障害者福祉担当新任職員等業務説明会	令和7年5月30日 (web開催)	市町村の新任者に対して、身体・知的障害関連業務の説明	47人
令和7年度児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修(全9回)	令和7年7月4日～10月3日 秋田県総合食品研究センター 他	子どもの権利擁護、子ども家庭相談援助制度及び実施体制 他	104人 (延べ:1134人)

② 職員派遣

研修会・会議名 (主催者)	開催年月日 (会場)	講義等内容	派遣職員数
消防学校初任教育 (秋田県消防学校)	令和7年7月9日 (秋田県消防学校)	身体・知的障害者への接遇	2人

③ 所長協議会

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容
全国身体障害者更生相談所長協議会並びに全国知的障害者更生相談所長協議会総会	令和7年7月11日	〈身体〉総会 〈知的〉総会 (共通) 行政説明「障害福祉施策の動向について」等 ※Web会議
北海道・東北地区知的障害者更生相談所長会議並びに業務担当者会議	令和7年11月	〈所長協議会〉総会、議題協議等 〈担当者会議〉議題協議等 ※書面決議
東北・北海道ブロック身体障害者更生相談所長会議及び職員研修会	令和8年3月	〈所長協議会〉総会 〈職員研修会〉議題協議 ※書面決議

4 精神保健福祉部

(1) 業務内容

- ① 教育研修
 - (ア) 思春期問題研修会
 - (イ) 依存症支援スキルアップ研修会
 - (ウ) ひきこもり相談支援者研修会
 - (エ) 他機関からの依頼に基づく講師派遣
- ② 技術指導及び技術援助
 - (ア) 保健所に対する技術援助
 - (イ) 保健所、医療、福祉、教育等各関係機関に対する技術援助
 - (ウ) 参加者のエンパワメントにつながる事例検討会
- ③ 精神保健福祉相談
 - (ア) 来所相談
 - (イ) 電話相談
- ④ 依存症対策（依存症支援体制整備事業）
 - (ア) 広報啓発
 - (イ) 自助グループ等への育成支援
 - (ウ) 地域の相談機関への技術支援
 - (エ) 地域における支援体制構築
 - (オ) 回復支援及び家族支援
- ⑤ ひきこもり相談支援
 - (ア) 知識の普及啓発
 - (イ) 関係団体との協力・連携（連絡協議会）
 - (ウ) ひきこもり相談支援センターの来所相談・電話相談・訪問支援
 - (エ) ひきこもり家族会（にじの会）
 - (オ) ひきこもり本人グループ（青年グループ）
 - (カ) SSTグループ
- ⑥ 組織の育成
 - (ア) 関係団体への協力・支援
- ⑦ 広報・普及啓発事業
 - (ア) 一般住民及び関係機関への啓発普及（講演、広報活動等）
 - (イ) 所報の作成
 - (ウ) 視察・見学等の受入

- ⑧ 精神医療審査会事務
 - (ア) 医療保護入院届、措置入院・医療保護入院の定期病状報告書の審査
 - (イ) 退院請求・処遇改善請求の審査
- ⑨ 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務
 - (ア) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に係る要否の判定
 - (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付の適否及び障害等級の判定
- ⑩ 調査研究
 - (ア) 精神保健及び精神障害者の福祉の増進に関する調査研究

(2) 研修会・会議等

① 主催研修会・会議

研修会・会議名	開催年月日 (会場)	研修会・会議内容	参加人数
ひきこもり相談支援連絡協議会(県南地区)	令和7年9月12日 平鹿地域振興局	当事者による体験談発表及びグループワーク	26人
ひきこもり相談支援連絡協議会(県北地区)	令和7年9月26日 北秋田地域振興局	当事者による体験談発表及びグループワーク	27人
ひきこもり相談支援連絡協議会(県央地区)	令和7年10月3日 カレッジプラザ	当事者による体験談発表及びグループワーク	32人
ひきこもり相談支援者研修会	令和7年11月14日 カレッジプラザ	本人及び家族が支援者に望むこと	48人
思春期問題研修会	令和7年12月2日 カレッジプラザ	困難を抱える子ども支援する大人のネガティブ感情をどう扱うか	131人
参加者のエンパワメントに繋がる事例検討会 第1回	令和7年12月16日 仙北地域振興局	ひきこもり対応事例	9人
依存症支援体制連携会議	令和8年1月26日 遊学舎	依存症支援体制について	17人
依存症スキルアップ研修	令和8年2月18日 カレッジプラザ	信頼障害としての依存症～地域支援のあり方を考える～	53人
参加者のエンパワメントに繋がる事例検討会 第2回	令和8年3月3日 北秋田地域振興局	依存症対応事例	16人

② 職員派遣

研修会・会議名 (主催者)	開催年月日 (会場)	講演等内容	派遣職員数
障がい福祉部研修会 能代市民生委員児童委員協議会	令和7年7月2日 能代市中央公民館	ひきこもり支援について	1人
消防学校初任教育 消防学校	令和7年7月9日 消防学校	障害者への接遇ー精神障害編ー	1人
令和7年度 秋田県栄養教諭・学校栄養教諭職員研修 教育庁 保健体育課	令和7年7月26日 第二庁舎	ねむりの大切さ	1人
令和7年度 秋田県総合防災訓練 障害福祉課	令和7年8月31日 第二庁舎	秋田県DPAT調整本部の設置・運営訓練	3人
横手市増田民生児童委員協議会視察研修 横手市増田民生児童委員協議会	令和7年9月9日 子ども・女性・障害者相談センター	ひきこもりへの支援について	1人
令和7年度実践的指導力向上研修(養護教諭8年目) 県教育庁保健体育課	令和7年9月12日 Web	ねむりの大切さ	1人

研修会・会議名 (主 催 者)	開 催 年 月 日 (会 場)	講 演 等 内 容	派 遣 職員数
令和7年度第1回新規採用職員後期 研修 自治研修所	令和7年10月1日 自治研修所	メンタルヘルス(対面)	1人
令和7年度第2回新規採用職員後期 研修 自治研修所	令和7年10月8日 自治研修所	メンタルヘルス(録画)	1人
令和7年度第3回新規採用職員後期 研修 自治研修所	令和7年10月15日 自治研修所	メンタルヘルス(録画)	1人
令和7年度ひきこもり支援学習会 鹿角市社会福祉協議会	令和7年10月18日 コモッセ	家族支援～家族相談で大切にしていること～	1人
令和7年度第4回新規採用職員後期 研修 自治研修所	令和7年10月22日 自治研修所	メンタルヘルス(録画)	1人
北秋田市合川民生委員児童委員協 議会 定例会 県庁出前講座 障害福祉課	令和7年12月9日 北秋田市合川公民館	ひきこもり支援について	2人
令和7年度 秋田県冬期防災訓練 障害福祉課	令和8年1月31日 県庁本庁舎	冬期発災を想定した秋田県DPAT調整本部の 設置・運営訓練	3人
研修会 秋田県公認心理師・臨床心理士協会福祉領域 委員会 発達障害・社会的養護専門部会	令和8年2月22日 遊学舎	ひきこもりの支援について～秋田県ひきこもり相談支援セン ターの現在の取組とこれから～	1人
令和7年度秋田DPAT養成研修 障害福祉課	令和8年3月1日 秋田県生涯学習セン ター	秋田県の災害時保健医療福祉体制とDPAT	3人
令和7年度第2回 管内保健師・栄養 士業務研修 湯沢保健所	令和8年3月12日 湯沢市役所	アサーティブなコミュニケーションについて	1人

③ 外部研修会・会議

研修会・会議名 (主 催 者)	開 催 年 月 日 (会 場)	研修会・会議内容	派 遣 職員数
令和7年度第1回 依存症問題を 抱える家族会 秋田保護観察所	令和7年7月9日 秋田地方法務合同庁舎	依存症相談の状況について	1人
令和7年度依存症相談支援担当者 連絡会議 北秋田地域振興局大館福祉環境部	令和7年8月8日 北部老人福祉総合エリア	依存症支援対策について	1人
令和7年度第2回 依存症問題を 抱える家族会 秋田保護観察所	令和7年9月17日 秋田地方法務合同庁舎	協議・意見交換等	1人
令和7年度高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援 普及事業相談支援ネットワーク委員会 障害福祉課	令和7年10月9日 本庁舎	協議・意見交換等	1人
令和7年度依存症問題地域支援連絡 協議会 秋田保護観察所	令和7年10月29日 秋田地方法務合同庁舎	協議・意見交換等	1人

研修会・会議名 (主 催 者)	開 催 年 月 日 (会 場)	研修会・会議内容	派 遣 職員数
令和7年度北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議、令和7年度北海道・東北地区再乱用防止対策講習会 東北厚生局麻薬取締部	令和7年11月13日 北海道立道民活動センター	協議・意見交換等	1人
令和7年度自殺未遂者支援会議 平鹿地域振興局福祉環境部	令和8年2月9日 平鹿地域振興局	自殺未遂者支援の取組及びケース対応に関する助言	1人

④ 所長協議会

研修会・会議名	開 催 年 月 日 (会 場)	研修会・会議内容
秋田県精神保健福祉協会	令和7年4月23日 秋田県心身障害者総合福祉センター	理事会
令和7年度 第1回秋田県精神保健病状診査協議会	令和7年6月2日 本庁舎	議題協議
東北・北海道精神保健福祉センター 所長会 総会および研究協議会	令和7年6月5日、6日 TKP仙台西ロビビジネスセンター	〈1日目〉総会、議題協議、情報交換等 〈2日目〉研究協議、演題発表
全国精神保健福祉センター長会 定期総会	令和7年7月3日、4日 AP東京八重洲	〈1日目〉総会、特別講演等 〈2日目〉議題協議、情報交換等
秋田県精神保健福祉協会	令和7年9月4日 秋田キャッスルホテル	総会・研修会
医療観察制度運営連絡協議会	令和7年9月16日 秋田地方総合庁舎	議題協議
全国精神保健福祉センター長会及び 研究協議会	令和7年10月27日、28日 web	〈1日目〉総会、議題協議等 〈2日目〉研究協議
令和7年度 秋田県精神保健福祉 審議会	令和7年11月7日 秋田県議会棟	議題協議
令和7年度 第2回秋田県精神保健 病状診査協議会	令和7年11月17日 本庁舎	議題協議
令和7年度秋田県精神科救急医療体 制連絡調整委員会	令和7年12月2日 秋田県議会棟	議題協議

⑤ 回復支援及び家族支援

種別	内容
依存症	・依存症家族学習会 (実施回数:5回、参加延べ人数:19人、目的:依存症問題で悩んでいる家族を対象に知識や対処法を学び家族の負担軽減や回復を図る。) ・グループミーティング (実施回数:12回、参加延べ人数:24人、目的:依存症問題を抱える当事者同士が回復支援プログラムを通して仲間と共に回復を目指す機会を提供し、依存症支援の充実を図る。)
ひきこもり	・にじの会 (実施回数:12回、参加延べ人数:116人、目的:当事者家族同士が自由な雰囲気の中で悩みを相談し合える場を提供し、本人に対する理解を深めることや家族自身の心の安定を図る。) ・青年グループ (実施回数:12回、参加延べ人数:57人、目的:様々な要因で他者と直接的な交流を持つことが難しいひきこもり状態の当事者が、その状態からの回復のために同世代の仲間との交流を通して社会参加への第一歩を踏み出すきっかけを図る。) ・SSTグループ (実施回数:10回、参加延べ人数:56人、目的:ひきこもり状態からの回復過程で、自己理解を深めたり対人スキルを習得することで、自分への自信を回復し社会生活にスムーズに移動することを図る。)

【 児 童 福 祉 施 設 一 覧 】

番 号	施 設 名	設 置 主 体	経 営 主 体	事業開始 年 月 日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	定員	最 寄 り 駅
							F A X 番 号		
①乳児院									
1	秋 田 赤 十 字 乳 児 院	日 本 赤 十 字 社	日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部	S24. 8. 1	010-0041	秋田市広面字釣瓶町100-3	018-884-1760 018-884-1762	24	秋田駅下車 バス10分
②児童養護施設									
1	聖 園 天 使 園	(福)聖心の布教 姉 妹 会	(福)聖心の布教 姉 妹 会	S23. 5. 1	010-0911	秋田市保戸野すわ町1-58	018-838-1043 018-823-2699	50	秋田駅下車 バス10分
2	感 恩 講 児 童 保 育 院	(福)感 恩 講	(福)感 恩 講	S23. 5. 1	011-0901	秋田市寺内神屋敷2-1	018-845-0483 〃	46	土崎駅下車 バス15分
3	県 南 愛 児 園 ド リ ー ム ハ ウ ス	(福)ファミリー ケ ア サ ー ビ ス	(福)ファミリー ケ ア サ ー ビ ス	S26. 5. 1	013-0044	横手市南町12-14	0182-32-6065 0182-32-4678	36	横手駅下車 徒歩20分
4	陽 清 学 園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S30. 4. 1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2807	42	鷹ノ巣駅下車 バス25分
③児童自立支援施設									
1	千 秋 学 園	秋 田 県	秋 田 県	S23. 1. 1	010-1602	秋田市新屋下川原町1-2	018-862-2614 018-863-2416	26	秋田駅下車 バス30分
④福祉型障害児入所施設（知的障害児施設）									
1	阿 桜 園	(福)秋田県社会 福 祉 事 業 団	(福)秋田県社会 福 祉 事 業 団	S39. 4. 1	013-0064	横手市赤坂仁坂105	0182-32-6085 0182-32-7359	5	横手駅下車 バス10分
2	若 竹 学 園	(福) 秋 田 県 厚 生 協 会	(福) 秋 田 県 厚 生 協 会	S39. 4. 1	010-1413	秋田市御所野地藏田2-15-1	018-838-0607 018-839-1300	30	秋田駅下車 バス30分
3	東 山 学 園	(福)花輪ふくし会	(福)花輪ふくし会	S40. 4. 1	018-5201	鹿角市花輪字案内69-1	0186-25-8876 0186-25-8896	20	鹿角 花輪駅下車 バス10分
4	大 野 岱 吉 野 学 園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S44. 4. 1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	10	鷹ノ巣駅下車 バス25分
⑤医療型障害児入所施設（肢体不自由児施設）									
1	秋 田 県 立 医 療 療 育 セ ン タ ー	秋 田 県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22. 4. 1	010-1409	秋田市南ヶ丘 1 - 1 - 2	018-826-2401 018-826-2407	60	秋田駅下車 バス20分
⑥医療型障害児入所施設（重症心身障害児施設）									
1	独立行政法人国立病院機構 あ き た 病 院	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	S42. 2. 1	018-1393	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ 沢 8 4 - 4 0	0184-73-2002 0184-73-2370	160	道川駅下車 徒歩5分
2	秋 田 県 立 医 療 療 育 セ ン タ ー	秋 田 県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22. 4. 1	010-1409	秋田市南ヶ丘 1 - 1 - 2	018-826-2401 018-826-2407	40	秋田駅下車 バス20分
⑦県外委託実績施設									
施 設 種 別			施 設 名		郵便番号	所 在 地		電 話 番 号	
児 童 心 理 治 療 施 設			青 森 お お ぞ ら 学 園		030-0133	青森県青森市大字雲谷字山吹237-17		017-752-0080	

配偶者暴力相談支援センター一覧

所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号		相 談 業 務 時 日	女性相 談員の 配 置
秋田県子ども・女性・障害者 相談センター 〒010-0864 秋田市手形住吉町3-6	女性 ダイヤル 相談	018-835-9052	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く) (電話相談) 月～金 8:30～21:00 土日祝日 9:00～18:00 (年末年始除く)	○
		0120-783-251		
	F A X	018-838-5110		
	E-mail	jyosou@mail2.pref .akita.lg.jp		
秋田県北福祉事務所 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	電話	0186-52-3951	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○
	F A X	0186-52-3911		
秋田県山本福祉事務所 〒016-0815 能代市御指南町1-10	電話	0185-55-8020		○
	F A X	0185-53-4114		
秋田県中央福祉事務所 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	電話	018-855-5175		○
	F A X	018-855-5160		
秋田県南福祉事務所 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	電話	0182-32-3294		○
	F A X	0182-32-3389		
秋田県中央男女共同参画 センター (ハーモニー相談室) 〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8	電話	018-836-7846	(電話相談・面接相談) 月～水、金、土 10:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	
	F A X	018-836-7854		
	E-mail	harmonysoudan @siren.ocn.ne.jp		

＜子ども・女性・障害者相談センター＞

所在地	〒 010-0864 秋田市手形住吉町 3 番 6 号
電話番号	018-831-2940 (代表)
	018-827-5200 (児童保護課・児童支援課)
	018-832-2534 (女性相談支援課)
	018-831-2301 (身体障害福祉チーム)
	018-831-2303 (知的障害福祉チーム)
	018-831-3946 (精神保健福祉チーム)
FAX 番号	018-827-5231 (代表)
	018-827-5203 (児童保護課・児童支援課)
	018-838-5110 (女性相談支援課)
	018-831-2306 (身体、知的、精神障害福祉チーム)



【 交通案内 】

● 車をご利用の場合

J R 秋田駅 から 約 5 分

● バスをご利用の場合 (秋田中央交通)

J R 秋田駅西口からバスで約 10 分

手形山大学病院線 (12 番線) [秋田大学前] 下車 徒歩 2 分

秋田温泉線 (12 番線) [住吉町] 下車 徒歩 2 分

仁別リゾート公園線 (12 番線) [住吉町] 下車 徒歩 2 分

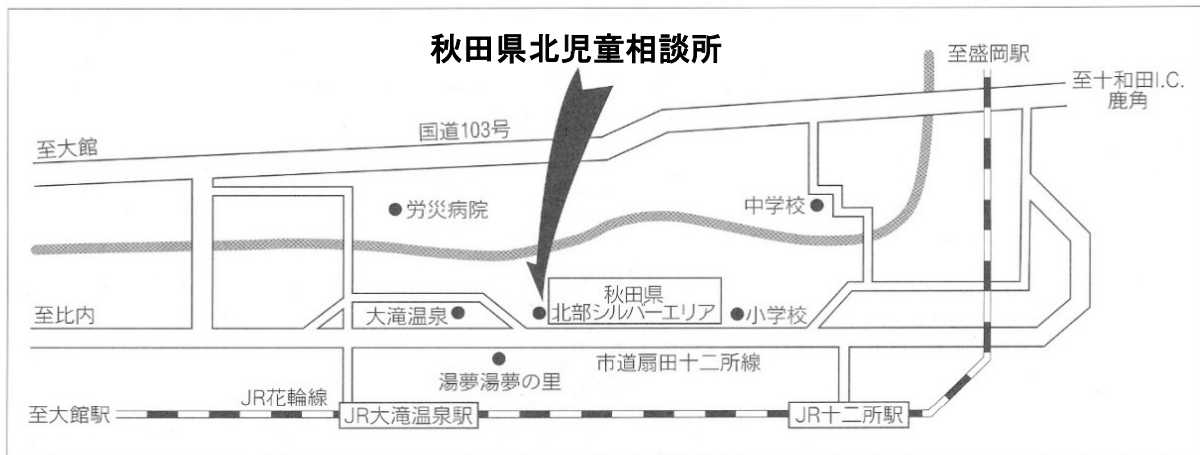
● 電車でお越しの方

J R 秋田駅東口から徒歩で約 15 分

<北児童相談所>

所在地 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1

電話番号 (0186) 52-3956 FAX (0186) 52-3959



(北秋田地域振興局大館福祉環境部内)

【交通案内】

最寄り駅：JR花輪線十二所駅 徒歩15分

JR花輪線大滝温泉駅 徒歩20分

バス：JR大館駅 大館駅前から

秋北バス 花輪営業所行き 約60分 北部エリア停留所下車すぐ

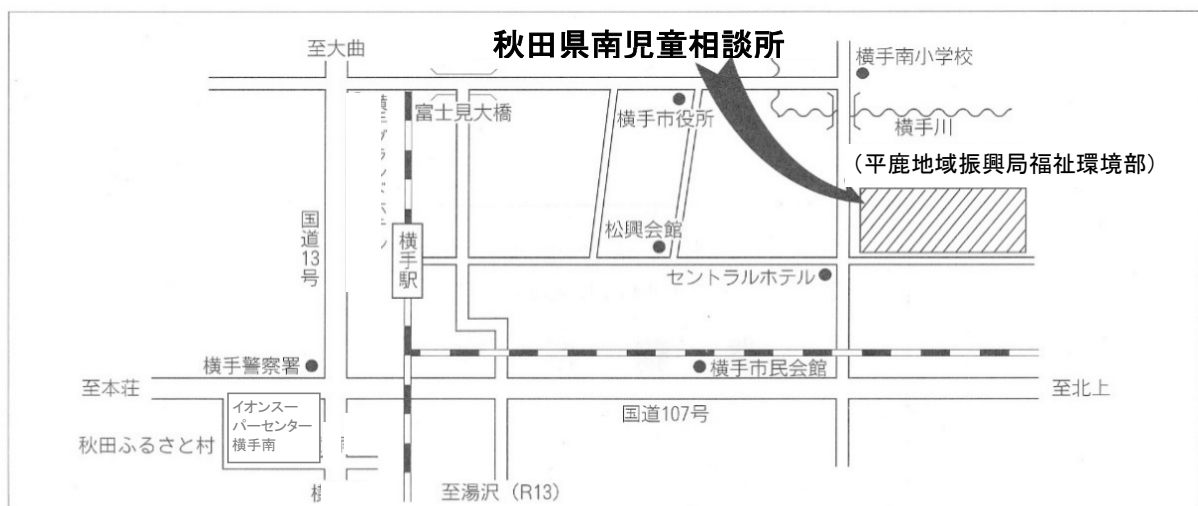
JR鹿角花輪駅から

秋北バス 大館駅前行き 約30分 北部エリア停留所下車すぐ

<南児童相談所>

所在地 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46

電話番号 (0182) 32-0500 FAX (0182) 32-3369



(平鹿地域振興局福祉環境部内)

【交通案内】

最寄り駅：JR奥羽本線横手駅 徒歩約15分

バス：JR横手駅東口から

羽後交通 横手清陵学院前行き 約3分 平鹿振興局前停留所下車すぐ

令和8年度業務概要

(概要編)

令和8年8月発行

秋田県子ども・女性・障害者相談センター
〒010-0864

秋田県秋田市手形住吉町3番6号

電 話 018-831-2940(代表電話)

F A X 018-827-5231

ホームページ [https://www.pref.akita.lg.jp/
pages/genre/71437](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/71437)

E-mail soudan-center@pref.akita.lg.jp